

6 月 7 日 (第 1 号)

令和3年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和3年6月7日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4

（報告）

第4号報告	令和2年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越 計算書報告の件	5
第5号報告	令和2年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越 計算書報告の件	5
第6号報告	令和2年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算 書報告の件	6
第7号報告	令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定予算事故繰越し繰越計算書報告の件	6
第8号報告	令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算事故 繰越し繰越計算書報告の件	6

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	7
第31号議案	工事請負契約の締結について	9

（議案提案説明）

第28号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例改正の件	7
--------	--	---

第 2 9 号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件……………	8
第 3 0 号議案	豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件……………	8
第 3 2 号議案	令和 3 年度豊能町一般会計補正予算（第 2 回）の件……………	1 0
散 会 の 宣 告	……………	1 1

令和3年豊能町議会6月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和3年6月7日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 10名

3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和3年6月7日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第 4 号報告 | 令和2年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 3 | 第 5 号報告 | 令和2年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件 |
| 日程第 4 | 第 6 号報告 | 令和2年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 5 | 第 7 号報告 | 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算事故繰越し繰越計算書報告の件 |
| 日程第 6 | 第 8 号報告 | 令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件 |
| 日程第 7 | 第 1 号諮問 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 8 | 第 28 号議案 | 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 9 | 第 29 号議案 | 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 10 | 第 30 号議案 | 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 11 | 第 31 号議案 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 第 32 号議案 | 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件 |

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年豊能町議会6月定例会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更しております。皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長から御挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

議員の皆様、おはようございます。

令和3年6月定例会議開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月に入りまして、梅雨空で蒸し暑い日、そして今日のように、今週ですか、30度近い真夏日が近づいてくるということで、議員の皆様におかれましては体調を崩されないよう御自愛いただきますようよろしくお願い申し上げます。

そのような中で、目下、新型コロナ対策に追われている日々でございますけれども、豊能町の持続可能な施策への転換と発展のため、議員の各位におかれまして、御理解とともに御協力をお願いする次第でございます。

少し御報告になりますけれども、新型コロナウイルス感染対策につきましては、緊急事態宣言が今月の20日まで延長されております。

町民の皆様には本当に御負担をおかけをして、大変申し訳なく存じておりますけれども、皆様方の御協力のおかげで、新規の感染者数がこの6月に入りましてゼロということで、少し低下といたしますか、そういう傾向が見られるわけでございますけれども、何といたしても感染経路が不明であったり、それから変異株、これも新たなものが今、出現をしておりますので、これまで以上に基本的な感染対策を徹底していかなければならないというように思っています。

次に、ワクチン接種でございますけれども、御承知のとおり、5月の16日から接種をさせていただいております。池田の医師会そして薬剤師協会の皆様方の絶大なる御協力の下、本町のクリニックにおきまして着実に接種をいただいております。本当にありがとうございます。予約に関して、国からのワクチン供給量が限られたことから、65歳以上の高齢者の皆様の接種数を限られ、予約数を限らざるを得ない状態が続きました。1回目の予約の実績は、対象人口の約45%というところで、今現在、接種については順調に進んでおります。昨日の集団接種からは2回目の接種がスタートするということでございます。3週間を空けた接種が必要なこと、そしてワクチンが届くタイミングと量、これを見極めながら接種計画を立てております。この2回目となる予約を、この6月の12日からスタートをさせていただきます。ウェブ予約の数量の増加、そして受付時間も改善を図り、開始する日も家族の皆様方の御協力が得られる土曜日からとさせていただきます。お電話しか方法がない方もおられるのは十分よく承知をしております。工夫しながらですけれども、それでも開始直後はつながらない事態が発生すると思っておりますけれども、

接種を御希望される方々、全ての方が接種できますので、タイミングを空けてお電話いただきますよう、議員の皆様からも住民の皆様にお知らせいただければ幸いです。接種状況確認が今回の予約で終わりましたら、一定のめどが立ちます。ただ、その中に予約をされない方々がおられると思います。一番重要なのはその方々への個別のフォローアップもしっかりと行っていきたくと思います。一方で、国からは次の段階であります64歳以下の方々の接種券の発送を前倒しするという指示が出ております。一般接種においては企業の皆様方へ、職域接種という形で、関西経済連合会に対して、大阪府吉村知事から協力要請され、企業も続々と協力を表明され始めました。職域接種、それから大規模接種、そして私たちが行う自治体の接種等、接種場所、そして接種の選択肢が広がることは、非常に期待するところでございますけれども、当然、複雑となり事務量も増えてまいります。何とか混乱することなくスムーズな接種事業を行ってまいりますので、どうぞ皆様方の御理解をよろしくお願いを申し上げます。

さて次に、教育に関して、東西それぞれ小中一貫教育、義務教育学校設置については議決をいただき、目下学校運営協議会準備会において東地区、西地区それぞれ活発に御検討をいただいております。現在はコロナ禍でありましたのでウェブ会議が中心ですけれども終息が見えてきました。それぞれの検討項目の中で先進校の視察なども行っていただき、よりよい教育環境の実現を進めてまいります。これまで東地区の第一期工事として、交渉のかがありまして、国庫補助金そして地方債の償還金に対する交付税措置もあり、一般財源の繰出しが大きく少なくなりました。さらにまちづくり

に関しては根底となる総合まちづくり計画、これを今、審議会の中で御議論をいただいております。10年先、そして将来大きく変化するスマートシティそれからデジタルトランスフォーメーション、DXですけれども、この推進も鍵になってまいります。着実に進めていかなければなりません。キャッシュレス、オンライン化、LINE等の情報ツール、AI、ビッグデータの活用により道路等のインフラ管理、災害対策を含め幅広い分野における地域の課題解決ができると思っております。また時代に合った公共施設の再編や行財政のコスト低減をしっかりと進めてまいります。また、安心・安全、医療・福祉、子育て・教育の充実、産業振興、観光、シティプロモーションのこれまでの柱に加え、カーボンニュートラル、再生可能エネルギーでありますとか、土地の利活用促進など取り組んでいかなければなりませんので、議員の皆様におかれまして御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

本定例会に提案させていただきます案件は補正予算を含め非常に重要なものでございます。議員の皆様におかれましては引き続き本町の持続可能な発展のため建設的な御意見、御議論を賜り御決定賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、6月定例会議の会議期間は、本日から6月18日までの12日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第1

23条の規定により、5番・管野英美子議員及び7番・井川佳子議員を指名いたします。

日程第2「第4号報告 令和2年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。

それでは、第4号報告、令和2年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書の2ページをお開きください。

初めに、款2・総務費、項1・総務管理費の高山教員住宅解体事業及び次の款4・衛生費、項2・清掃費の清掃職員用兼災害時避難者対策用シャワースペース設置事業でございますが、ともに事業が年度内に完了することが難しいため、2月会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

次に、款8・土木費、項2・道路橋梁費の町道等維持補修事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、当初予算において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

同じく項2・道路橋梁費の道路舗装事業、続いて橋梁長寿命化等事業、切畑地区他整備事業、通学路等交通安全整備事業、さらに項5・都市計画費の公園緑地街路樹等管理事業でございますが、いずれも事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

款10・教育費、項1・教育総務費のGIGAスクールサポーター配置支援事業及びその次の感染症対策などの学校教育活動継続支援事業ですが、いずれも事業が年度

内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

項3・中学校費の吉川中学校プール吸込配管改修事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、12月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

項5・社会教育費の図書館空調更新事業ですが、事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

3ページを御覧ください。

款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費の耕地災害復旧事業及び項2・公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業建設課分及び同じ事業名の都市計画課分ですが、いずれも事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

次の公園施設災害復旧事業ですが、9月定例会議において繰越明許費の承認を得た後、3月定例会議において金額の補正を行いました。設計が年度内に完了することが難しいため、設計委託に係る費用を繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第5号報告 令和2年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第5号報告、令和2年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件を、地方自治法施行令第150条第3

項において準用する同令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書の5ページをお開きください。

款8・土木費、項4・河川費の準用河川等維持補修事業でございますが、天候不順により作業に遅延が生じたために繰り越したものでございます。

款10・教育費、項2・小学校費の、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業ですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う減産により、一部機材の調達に時間を要したため、繰り越したものでございます。

款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費の耕地災害復旧事業でございますが、緊急事態宣言に伴う移動などの自粛により作業員の確保が困難となり、遅延が生じたため繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第6号報告 令和2年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第6号報告、令和2年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

議案書の7ページをお開きください。

款10・教育費、項1・教育総務費の小中一貫校施設整備事業ですが、10月会議において継続費の承認を得て、令和2年度の年割額7,478万4,000円と定めましたが、そのうち令和2年度に執行した業務委託費2,100万円を除いた残額5,378万4,000円を繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第7号報告 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算事故繰越し繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

おはようございます。

それでは、第7号報告、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

9ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費の感染症対策資機材整備事業ですが、国保診療所内の自動水栓取り付け工事について、コロナ禍による部品の供給不足により契約工期内の工事完了が困難となったため、事故繰越ししたものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第8号報告 令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第8号報告、令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件につきまして、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書のほう、11ページのほうを御覧ください。款1・下水道費、項1・下水道管理費の公共下水道施設管理事業ですが、天候不順や地権者との調整に時間を要し、

作業に遅れが生じたため、年度内に完了することが難しく、事故繰越ししたものでございます。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第1号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

経歴につきましては、お手元にお配りしております略歴書を御覧ください。

第1号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本件は、本町人権擁護委員として御尽力をいただきました居場孝一氏の任期が令和3年6月30日に満了になることに伴い、その後任として上野智子氏を本町人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第1号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第8「第28号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第28号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書13ページから14ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものです。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第50条を第51条とし、改正後の第50条につきましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成保存等について、電磁的記録により行うことができるよう定めるものでございます。その他、法改正に伴う文言の整理を行っております。

附則としまして、この条例は令和3年7月1日から施行するものです。

御説明は以上でございます。御審議いた

だき御決定いただきますようよろしくお願
いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第29号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

それでは、第29号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書15ページから16ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。

第42条第4項第1号中、児童福祉法第24条第3項の次に、「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加えます。具体的な内容につきましては、特定地域型保育事業者は満3歳となる幼児について連携協力を行う者を適切に確保しなければなりません。満3歳を超えても保護者の希望があり必要な教育・保育が提供される場合は引き続き利用できることを定めています。改正により満3歳以上が入所する施設を市町村が調整するに当たり、連携施設を確保する期間を当分の間とする経過措置を明記するものです。その他、法改正による文言の整理を

行っております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願
いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第30号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第30号議案、豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件について御説明させていただきます。

豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

提案理由ですが、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書の18ページ、議案概要書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

条例の概要といたしましては、本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定によりまして道路の移動等円滑化の基準を定めることになっております。条例で基準を定めるに当たりましては国土交通省で定める基準を参酌して定めております。このたびその参酌してる省令の改正がございましたので所要の改正を行うものでございます。

なお、このたびの省令の改正では旅客特定車両停留施設の構造に関する基準の追加もありましたが、本町には該当しないため、

本条例には定めないこととしております。

主な改正の内容につきましては新旧対照表で御説明いたします。

まず1ページ、第2条の定義につきましては、省令の題名が改められましたので本条例に省令の題名を引用している部分を改正しております。それから第3条、歩道につきましては、歩道等に関する道路等移動円滑化基準の対象範囲が、これまでは歩道でしたが、そのほかに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路まで拡大されましたので、それらを追加するものです。同じ理由によりまして有効幅員の第4条、それから2ページ目にきまして舗装の第5条、それから勾配の第6条、それから3ページ目にきまして視覚障害者用誘導ブロックの第31条と休憩施設の第32条、4ページにいきまして照明施設の第33条も同じく自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を追加しております。

新旧対照表2ページに戻っていただきまして、第12条ですが、立体横断施設に設けるエレベーターについての基準が装置から設備に変更されたことによりまして改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第31号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第31号議案、工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

追送いたしました議案書の1ページをお

開きください。

本件は、豊能町立図書館空調設備更新工事請負契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

契約の目的は豊能町立図書館空調設備更新工事。契約金額は5,115万円。契約の相手方、大阪市北区南森町2丁目4番32号、柳生設備株式会社、代表取締役福地文雄。契約の方法、制限付一般競争入札でございます。

なお、本件の応札者は2者、予定価格は消費税込みで5,621万円、落札率は91%でございました。工期は議会の議決日の翌日から令和3年12月28日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

秋元です。

今回の入札の件で、まずこの耐用年数。この新しく取り付ける空調機の。それと前は何年ぐらいもってたのか、参考までに教えていただきたい。そういったものが入札価格に反映されるのかどうかについて、この3点、お尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

お答えさせていただきます。

耐用年数ですが、気象状況、施設環境及び使用頻度にもよりますが、一般的にはおおむね15年程度となっております。これまで図書館、昭和60年の開館以来この機器については大きな改修はしておらなかったということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

その耐用年数等が入札の価格に影響するかということでございますが、この空調機器等の調達価格及びその設置に係る費用というのが設計に入り込んでおります。耐用年数が何年になるかというのは、私の記憶の限りではその設計には反映されていないと考えています。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

こういったところに弱いがあるので、ちょっと外れた質問かもしれませんが、今回の、予定価格よりも随分安いってことなんですけども、そういったことを考えて、2者あったということと、何かいろいろ含めて考えますと、やっぱりそのものによってある程度価格が違ってくるんじゃないかなっていうふうな、ちょっとそういった思いを持ちましたので質問させていただきましたけど、一般的にそういったことは一切気にすることがないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

先ほど申しあげましたように、耐用年数

等は設計金額に反映されていないと考えます。今回の入札につきましては、適正に行われたと考えております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12「第32号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第32号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,232万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,890万1,000

円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

続きまして第4ページを御覧ください。

地方債の追加及び変更の補正でございます。「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、まず追加のほうでございますが、公園施設災害復旧事業債は、公園施設災害復旧事業の工事費につきまして、改めて災害査定を行うこととなり、令和3年度の補助対象となることから、改めて起債を発行するものでございます。次に変更のほうでございますが、小中一貫校施設整備事業債は、小中一貫校施設整備のうち、東地区小中一貫校施設改修工事に係る起債について増額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の2. 普通財産管理事業ですが、2月会議におきまして御議決をいただきました和解及び不動産の取得についての損害賠償請求事件に係る弁護士報酬などを補正するものでございます。

次に款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の2. 学校園管理事業でございますが、旧双葉保育所に保管しておりますPCB高濃度汚染物を処理するための費用を補正するものでございます。

次に13. 小中一貫校施設整備事業でございますが、東地区小中一貫校施設改修工事に係る工事監理業務と施設改修工事費を補正するものでございます。

11ページを御覧ください。

項4・幼稚園費、目1・幼稚園管理費の5. ふたば園運営事業でございますが、欠員が生じている保育士、幼稚園教諭を確保するための派遣に係る業務委託費用を補正するものでございます。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費の1. 公園施設災害復旧事業でございますが、公園施設災害復旧事業の工事費につきまして改めて災害査定を行うこととなったため、令和3年度の補助対象となることから、工事費に係る費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8ページへお戻りください。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目5・教育費国庫補助金は、歳出のところで御説明申し上げました小中一貫校施設整備事業に対し交付されるものでございます。

次に目9・災害復旧費国庫補助金は、歳出のところで御説明申し上げました公園施設災害復旧事業に対して交付されるものでございます。

次に款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金は、今回の補正による財源調整として2,842万5,000円を増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

款23・町債ですが、4ページの「第2表 地方債補正」で御説明申し上げたとおりでございます。

補正予算に係る説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、6月8日午前9時30分より会議を開きます。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午前10時12分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 4 号報告 令和 2 年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 5 号報告 令和 2 年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 6 号報告 令和 2 年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件
- 第 7 号報告 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 8 号報告 令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 28 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 29 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 30 号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件
- 第 31 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 32 号議案 令和 3 年度豊能町一般会計補正予算（第 2 回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番